(ロ) 口須佐支部は昭和六年十一月八日結成された支部である。一月五日支部総会にて三、四、五、六割減を要求する事に決定。二月上旬迄全部要求通り解決した。

(ハ) 六十谷支部は昭和七年一月七日結成された支部である。支部総会にて四、五、六割の減免要求を叩きつける事を決議し、要求したが、地主は頑強にして護送組合側では一月八日小作米を競賣に附し持久戦に入った。其の間大衆的交渉地主集会場への執拗なるデモ等が見事に効を奏し地元有志の調停によって、十一日地主側と会見の能果四割要求に対し三割六分後は其の率に依る事として、大勝利にて解決

(ニ) 道川支部四、五、六、七割を要求し、大半の地主は解決せるも極悪地主、細川、野村、山崎、奥村等は頑迷にも、之を拒否し、不当にも不動産の差押へを以って襲ひ掛って来たが、大衆を動員して、執達吏を威圧し、一粒の米すらも押へさせなかった。一月廿三日小作米二百余俵を賣却し持久戦に入る。

(ホ) 大河内支部は十月二十日結成された支部である。四、五、六、七の減免方を各地主に要求し闘ひ谷口某を除く外は全部要求通り解決した。谷口某は村の野山を横領せる事件あり、この問題に農民組合は先頭に起って、野山を区民の手へ奪還すべく闘つてゐる。

其他海草地區各支部では三割乃至五割減免を要求して斗争中

海草地区終り

那賀地区争議

(イ) 新在家支部は元地方小作組合当時二割を要求して拒否され、十二月八日、全員農民組合へ組織されたものである。加入后三割を要求して、十二月十三日支部結成演説会を前に二割七歩五厘を減免する事として解決した。

(ロ) アラ川支部は十二月十三日結成するや地主は狼狽し三割減で解決した。

(ハ) 西貴志支部は昭和七年出害凶作を理由に四割減を各地主に要求し地主は土地返還と小作料請求訴訟を以って之に答へ過去三ケ年間係争中の處、一月廿五日強制的和解にて地主側の土地返還要求を退け小作料普通より二割減免し昭和七年度より二ケ年賦として一時解決した。

但し前記本訴に於て争つた争議段別は約二十町歩の内、僅に八段歩に過ぎない。残る十九町歩は地主側は何等の手段をも取らず未解決の儘である。支部では益々團結を固め最初の要求、四割五割、六割全免闘争を戦ひ抜くべく刊志を固めてゐる。

岸の宮支部組合員田村惣三郎に対し地主西川豊次郎は土地返還小作料請求事件を提起し係争中の処、三月三日訟廷和解にて五年度は三割五歩